〔書評〕

小坂直人　著
『第三セクターと公益事業―公益と私益のはざま―』

松葉　正文*

1

本書は，著者がこの間大学の紀要等に発表してきた論稿を土台にして，新たな書き下ろしを加え全体を再構成して出版した，第三セクターと公益事業に関する最新の研究成果のひとつである。その分析と叙述に際し，一貫して著者の念頭にあった基本的な問題関心は，「公益と私益の対立」「公益とは何かという問題の解明」(v，以下カッコ内の数字は本書のページを示す)であったという。

第三セクターの具体的な問題点や問題性についての理論的実証的研究，公益事業に関する電力・ガス・通信各部門での実証研究を踏まえた理論的な整理と問題点の提示，そしてまた研究の歴史的事例が主に北海道のものであることから期せずして良質の北海道経済論へ接近するための一素材が提示されていること，さらに「公益」概念についての斬新な問題提起など，本書は既存研究の到達点をふまえ，更にそれを前進させた力作である。

本書の構成を目次によって示せば，次の通りである（ここでは章のみを掲げ，節以下は略)。

はしがき
序　章　アイヌ民族の聖地はいかに「補償」されたか
第１章　「苫小牧東部開発㈱」に見る公共性と経済効果
―「苫小牧東部開発㈱」の再建は可能か―
第２章　自治体第三セクターの形成とその顛末
―破綻の尻拭いを自治体はどこまでやれるか―
第３章　第三セクターによる公益事業
―熱供給事業は公益事業か―
第４章　エネルギー産業における規制改革と公益性
―電力自由化は誰のためか―
第５章　ＮＴＴ再編と持ち株会社制度
―独占禁止法は規制緩和によって強化されるのか―
終　章　公益事業とユニバーサル・サービス
―クリームスキミングとユニバーサル・サービスは両立しうるか―
あとがき

以下で，主な論点を中心にしながら，本書の内容を検討することにしよう。

＊立命館大学産業社会学部教授

2

第三セクターの概念規定に関連しては，実証分析や理論史の回顧と整理を踏まえ本書で種々の検討がなされている。公共性と効率性の関係(52)，公共団体と民間資本との関係(64f.)，公益法人と営利法人との関係(70-77)，民法法人と商法法人との区別(82)，太田正氏の地方公社に関する優れた定義の紹介(68f.)等，評者にはいずれも有益な指摘であった。そして，次のような著者の叙述は，それが具体的な実証分析に支えられたものであるだけに，説得力があり示唆に富む。「第三セクターを以上のような流れの中でとらえてみると，従来，第三セクターについて常に指摘されてきた『公共性と効率性の結合』という理解は，全く異なった意味合いをおびたものになっていくように思われる。すなわち，従来『公共性』は自治体などの公共団体の側からの専売特許のように言われてきたのであるが，『公共性』そのものは私的民間資本の側からも積極的に活動基準として確立しなければならない要素であるということが明瞭となってきたことであり，また，逆に『効率性』は利潤原理に従う民間資本が得意とする分野であるとされてきたが，公共団体も商法法人に参加することを通じて，その能率化や合理化の実を示す必要に迫られていると言える。・・・・・・しかし，現実の事態はもっと深刻なのである。参加する民間資本にとっては，第三セクターが『公共』『公益』のお墨つきを与えられることによって，様々な『公的規制』を免れる抜け道を獲得できること，公的資金を含めた融資機会に恵まれる利点を得ること，また，施設によっては自ら受注機会にも恵まれること等，総じて民間資本として営利活動を有利に展開しうる条件を保証することに第三セクターの役割があるのであって，公私のパートナーシップなどという聞こえの良い表現とは逆に，ほとんど一方的に公共側が民間資本に奉仕させられてきたというのが実態であろう。その意味では，寄り合い所帯の弊害などという段階はとうにすぎているのである。」(95f.)

ただし，この第三セクター論については，後述する近年の市民社会論やNPO・NGOの展開などと関連して，その概念規定の根本的転換がありうることに評者としてもここで言及しておきたい。たとえば，世古一穂氏は，1999年11月27日付『朝日新聞』（夕刊）で，市民が自発的主体的に参加してつくる独立した非営利組織＝NPOを，第一セクター（行政）および第二セクター（企業）と異なるそれらと対等な新しい第三セクターと呼び，従来の第三セクターと呼ばれる団体や組織は主務官庁への事実上の従属性から「本来の意味での第三セクターとはいえない」としている。

3

公益事業に関する論述は，熱供給事業，エネルギー産業（電力自由化），通信産業のそれぞれにおける今日的な再編過程の具体的分析を伴いながら展開されている。しかもその際，わが国の分析に際しても，それを世界的な企業の集中・合併過程の中に位置付けている点は，本書の長所のひとつである。また，持株会社制度導入の背景とねらい(189-192)，経済戦略会議(177-181)，産業競争力会議(181-183)等についての批判的検討も，それぞれ有意義なものである。

ただし，終章のユニバーサル・サービスとク

リーム・スキミングとの関連についての叙述は専門研究者以外には少々難解であろう。［クリーム・スキミングとは，―著者の説明をそのまま引用すれば―「文字通りでは『牛乳を温めたときに上部の脂肪分の多い，美味しいところだけ食べる』を意味し，専門的には規制のもとで内部相互補助が容認されていた産業において，規制緩和が実施された状態で，新規企業が高収益地域（例えば需要の高密度・高成長性の地域）ないし高収益サービス分野にだけ参入することをいう」(217)］叙述が晦渋だ，というわけではない。また，内容それ自体は，興味深く大変有益である。しかし，私には，この終章を第六章とし，「あとがき」の中の公益についての著者の主張を新たな終章として起こしそれを展開した方が，本書の全体構成の整合性がより高まり，いずれの論点にとってもより積極的であったと思われる。

4

公益あるいは公共性の真の内実とはなにか。このことについては，近年市民社会をめぐる議論が世界的に再活性化する中で，あらためて広く注目されまた切実感をもって検討されている。＜市民的公共性＞や＜公共空間における合理的意思形成＞についても，わが国の今日における社会的閉塞状態を打開する契機の一つとして着目され重視されているといえよう。

評者としては，「公」と「私」との関係を，次のように考える。まず「私」は，それが担う要素が個人に限定される場合，他者の介入を許さないいわゆるプライバシーとなり，またその要素は個人のアイデンティティーの重要な一部ともなる。しかし，「私」は，それが集合して公開性を伴う時には「公」となるのである（さらにその内，その集合が閉鎖的利害の確保のみを目的とする場合は半ば公的な利害代表組織となり，その集合が普遍的な広がりをもった公開性を伴う場合には文字通りの「公」となる）。公と私が対立しているわけではない。なぜなら，公とは，このように公開性を伴う私の集合だからである。対立しているのは，官と民，あるいは場合によっては官と公である。官は，その本性からして，常に公の形式的担い手として現われる。しかし，その内実が真に公を代表しているかどうかは，常に具体的に検討されるべきである。民が担っている公的内実の方が，官が代表しているそれよりも，より一層真に公的なことは十分にありうることである。また，公的要素それ自体は，官にも，また民にも，さらには私にも，含まれうるし宿りうる。

この「公」概念の日本的特質や真の公共性と個人ないし私人との関係については，わが国でも，もっと活発な議論が展開されて然るべきである。少なくとも，公はもっぱら官のみによって担われるという規定の虚偽意識としてのイデオロギー性については，その成立と執拗な持続（特にわが国および東アジアにおける）の理由と根拠の検討とともに，更に踏み込んだ解明およびその打破の努力が必要だろう。

ところで，先述したようにあとがきで与えられているこの問題についての著者の結論的叙述は，次の通りである。「筆者が，本書によって読者に伝えたかった『公益』の意味は，１つの『逆説』を含んでいる。すなわち，『公益』を不特定多数あるいは全体の利益ととらえるのではなく，むしろ社会的に見ると少数派とも言える階層，たとえば『低所得者層』『身体および知的障害者』『老齢者・年少者』といった，いわ

ゆる『社会的弱者』と各種のマイノリティを社会にとっての不可欠の構成メンバー，すなわち基本的人権の保持者として認め，その生活を擁護することに『公益』の本質があると理解すべきではないか，という点である。これら社会的弱者や社会的マイノリティも不特定多数の構成メンバーであることは明らかであるが，社会的弱者やマイノリティが全体に取り込まれた瞬間，かれらの利益が消失していくプロセスが始まっていくことは多くの歴史が証明している。」(229)この規定には，熱い心情とともに多様な理論的要素が，複雑に絡み合いながらその中に盛り込まれている。著者の問題提起は鋭く，また社会的少数派や弱者によせる眼差しは暖かい。しかし，ここでは民主主義と公益という両概念の研究史との関連や両者間の整合性の問題には踏み込まれておらず，その解決はなお今後の課題として残されている。評者としては，著者が今後この点を更に理論的に展開することを期待したい。

5

最後に以下の2点を補足しておきたい。ひとつは，本書各章の末尾に置かれている文献注および注記についてである。読者がそれを参照しまた読めば，著者がいかに先行研究の成果から丹念に学び，それに立脚して議論を進めているかがわかる。研究書として当然といえばそれまでであるが，その実行は容易なことではない。

いまひとつは，著者小坂氏のこれまでの研究史に関係することである。氏には既にワイマル初期のドイツ社会化運動とドイツ電力産業に関する多数の論文にまとめられた歴史的実証研究の優れた成果があり，またG．アンブロジウス（Gerold Ambrosius）のドイツにおける公企業の歴史を扱った書物の訳書（関野満夫氏との共訳：『ドイツ公企業史―企業家としての国家―』梓出版社，1988年）もある。こうした研究の蓄積が，本書執筆の背景ないし基盤としてあり，それがまたここでの叙述と規定に緊張と厚みをもたらしている。

著者の誠実な知的営為の成果である本書の刊行を，共に喜びたいと思う。

［こさか　なおと：日本経済評論社，1999年10月，xii＋234頁］